

2019 年度北日本看護学会

総会資料

日時：2019 年 9 月 7 日（土）

議 題

I 報告事項

- 1 理事会・評議員会報告……………資料 1 (p.2-3)
- 2 庶務報告……………資料 2 (p.4)
- 3 編集委員会報告……………資料 3 (p.5)
- 4 研究奨励委員会報告……………資料 4 (p.6)
- 5 その他

II 審議事項

- 1 第 23 回学術集会会長の選出
- 2 会計報告および会計監査報告…………… 資料 5 (p.7-8)
- 3 2019 年度事業計画案…………… 資料 6 ・ 7 (p.9-10)
- 4 2019 年度予算案…………… 資料 8 (p.11)
- 5 その他

理事会・評議員会報告

●平成 30 年度 第 1 回理事会・評議員会

日 時：2018 年 8 月 25 日（土）10：00～12：00

場 所：山形大学飯田キャンパス 看護学科棟第一会議室

出席者：17 名

報告事項：

1. 理事会・評議委員会報告
2. 庶務報告
3. 編集委員会報告
4. 研究奨励委員会報告
5. その他

審議事項：

1. 会計報告および会計監査報告の審議
2. 事業計画案
3. 予算案
4. 平成 30 年度北日本看護学会研究奨励金候補者案
5. 北日本看護学会会則の改正案
6. 新理事・監事の選出
7. 新理事長・副理事長の選出
8. 新理事担当業務の分担
9. その他

●2019 年度 理事会・評議員会（メール会議）

日 時：2019 年 7 月 12 日（金）

審議事項：

1. 第 23 回学術集会会長の選出

●2019 年度 第 1 回理事会・評議員会

日 時：2019 年 9 月 7 日（土）10：00～11：30

場 所：岩手保健医療大学 大会議室

出席者：15 名

報告事項：

1. 理事会・評議委員会報告
2. 庶務報告
3. 編集委員会報告
4. 研究奨励委員会報告
5. その他

審議事項：

1. 会計報告および会計監査報告の審議
2. 事業計画案
3. 予算案
4. 2019年度北日本看護学会研究奨励金候補者案
5. その他

庶務報告

1. 組織について

1) 入会、会員手続きに関する業務

(1) 2018年4月1日から2019年3月31日までの新入会員数

159名（正会員：156名，学生会員：3名）

※2019年4月1日は564名でスタート

(2) 2019年3月31日の会員数

564名（正会員：561名，学生会員：3名）

※2019年4月1日の時点で76名の退会処理をしています

（退会希望：15名，会費未納者：23名，送付先不明者：38名）

(3) 2019年4月1日の会員数

488名（正会員：485名，学生会員：3名）

(4) 2019年7月31日の会員数

535名（正会員：525名，学生会員：10名）

※ 4月1日以降の変動（入会者62名，退会者16名，復活者1名）

2. 事業について

1) 第21回北日本看護学会学術集会の開催

会期：2018年8月25日（土）・26日（日）

会場：山形大学飯田キャンパス

会長：斉藤 律子（山形大学医学部附属病院 看護部長）

2) 北日本看護学会誌発行

編集委員会報告に譲る

3) 2019年度北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金公募

研究奨励委員会報告に譲る

3. 運営に関する会議

1) 総会

平成30年度北日本看護学会総会

会期：2018年8月25日（土）

会場：山形大学飯田キャンパス

出席会員，委任状により成立

2) 理事会・評議員会

理事会・評議員会報告に譲る

2018 年度 編集委員会活動報告

1. 委員会の開催；すべてメール会議

委員名：遠藤芳子（委員長），武田淳子，高橋和子

- ・ 4月9日～18日 委員による投稿原稿の査読（掲載の可否について）
- ・ 5月8日～14日 委員による投稿原稿の査読（論文の種類について）
- ・ 5月30日～ 委員による投稿原稿の査読（論文の種類について）
- ・ 6月20日 21（2）に投稿論文の査読者選定について
- ・ 6月28日 著者からの問い合わせについて検討
- ・ 7月24日 21（1）原稿印刷依頼
- ・ 7月31日 事務連絡（7月締め投稿論文について）
- ・ 8月1日 21（2）投稿論文の整理，査読者選定・依頼
- ・ 8月9日 21（1）原稿第1回目校正・ラベル印刷と送付連絡

<2018 総会終了から>

委員名：遠藤芳子（委員長），原玲子，高橋和子

- ・ 8月25日 新委員へ引継ぎ
- ・ 8月30日 21（1）原稿第2回目校正
- ・ 8月30日 北日本看護学会会則訂正の印刷依頼
- ・ 9月3日 北日本看護学会誌投稿規程・チェックリストの改正案・利益相反書式の検討
- ・ 9月6日 21（1）最終印刷・学会員への発送依頼
- ・ 9月7日 座長推薦者へ通知発送
- ・ 9月25日 北日本看護学会誌投稿規程・チェックリストの改正案・利益相反書式 最終案の検討
- ・ 10月1日 北日本看護学会誌投稿規程・チェックリストの改正案・利益相反書式のメール会議での決定，HPへの掲載
- ・ 2019年3月5日 22（1）投稿論文の査読者検討

2. 学会誌発刊

1) 21 卷 1 号（2018 年 9 月）の発刊

- ・ 研究報告 5 編，資料 1 編を掲載（投稿件数 7 件，1 件不可）

2) 21 卷 2 号（2019 年 2 月）の発刊

- ・ 投稿論文：総説 1 編，原著 1 編，研究報告 1 編，資料 4 編（投稿件数 8 件，1 件辞退）

研究奨励委員会報告

1. 北日本看護学会研究奨励委員会 2019 年度研究奨励金について

募集期間：2019 年 4 月 1 日～6 月 30 日

応募件数：2 件

審査期間：2019 年 7 月 1 日～8 月 20 日

審査結果：条件付き採用 2 件（下表）

2019 年度北日本看護学会研究奨励委員会研究奨励金審査結果

No.	研究代表者	研究課題	採否	交付金
1	千葉詩織	進行がん患者の疼痛緩和に向けた遠隔看護システムの効果検証－フェーズ 3: ミックスドメソッドによるインターフェイス評価－	条件付き採用	10 万円
2	佐藤ゆかり	パタニティーブルーの実態と関連要因に関する研究	条件付き採用	10 万円

2018年度会計決算(案)

自 2018年 4月 1日

至 2019年 3月 31日

【収入の部】

項目	2018年度予算	2018年度決算	備考
1. 年会費	1,500,000	2,374,000	
(正会員)	1,500,000	2,350,000	470名×5,000円 (28年6名、29年28名、30年358名、31年76名、32年1名、年度不明1名)
(学生会員)		24,000	8名
(賛助会員)		0	
2. 入会金	200,000	364,000	182名 × 2,000円
3. 繰越金	5,432,117	5,432,117	2017年度より
4. その他		490,472	第21回学術集会返金
	50,000	59,576	著作権文献許諾使用料 (科学技術・医中誌・学術著作権協会・メテオ)
	7,883	31,003	別刷りその他(利子3・別刷り31000)
		8,000	誤入金
合計	7,190,000	8,759,168	

【支出の部】

項目	2018年度予算	2018年度決算	備考
1. 学術集会補助費	1,000,000	1,000,000	第22回学術集会準備金
2. 研究奨励金	300,000	50,000	1名
3. 印刷費	1,500,000	883,501	年会費請求、学会誌
4. 通信費	100,000	20,065	携帯電話使用料
5. 郵送費	300,000	71,011	郵送料、振込手数料
6. 事務局運営費	200,000	532,001	
(備品費)	100,000	446,944	PC4台購入
(事務用品)	100,000	85,057	office、文具等
(評議員改選費)	0	0	
7. 会議費	270,000	16,123	
(理事会)	0	0	理事と評議員は重複のため
(評議員会)	200,000	16,123	
(編集委員会)	50,000	0	
(奨励会委員会)	20,000	0	
8. 人件費	600,000	165,000	
(事務作業委託費)	100,000	100,000	基本給
(臨時雇用)	500,000	65,000	時間給 65時間
(旅費等)	0		
9. 渉外	300,000	171,260	看護系学会協議会年会費、総会旅費
10. 予備費	2,270,000	18,964	前年度未払い分(事務用品・臨時雇用時間給 13.5時間)
11. その他	350,000	8,000	誤入金返金
小計	7,190,000	2,935,925	
繰越金	0	5,823,243	2019年度に繰り越し
合計	7,190,000	8,759,168	

会計監査報告

会計監査報告書

2018年度における北日本看護学会の現金出納帳、領収書綴および郵便貯金通帳を照合した結果、適正に取り扱われている事を確認しました。

2019年8月9日

監事 高橋方子 

2019年8月6日

監事 高岡哲子 

2019 年度事業計画

1. 北日本看護学会学術集会の開催

1) 第22回北日本看護学会学術集会

会期：2019年9月9日（土）・8日（日）

会場：岩手保健医療大学

会長：濱中 喜代（岩手保健医療大学 看護学部長）

テーマ：地域連携実現を目指した看護基礎教育

2) 第23回北日本看護学会学術集会

会期：2020年10月31日（土）・11月1日（日）

会場：秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻

会長：佐々木 真紀子（秋田大学大学院医学系研究科 教授）

テーマ：看護職の健康を支えるためのストラテジー

2. 北日本看護学会誌の発行（2回）

1) 22 卷 1 号（2019 年 9 月 1 日 発刊）

・ 投稿数 6 編

2) 22 卷 2 号（2020 年 2 月 1 日 発刊）

3. 北日本看護学会研究奨励委員会 2020 年度奨励研究募集（資料 7）

2020 年度奨励研究募集要項

1. 応募方法

- 1) 所定の申請書に必要な事項を記入のうえ、申請書ファイルを北日本看護学会ホームページ (<http://www.njans.net/>) の専用ページから送信すること。
- 2) 申請書ファイルは北日本看護学会ホームページからダウンロードすること (Microsoft Word 文書ファイル)。

2. 応募資格

北日本看護学会会員であること。機関に所属する応募者は所属する機関の長の承認を得ること。

3. 応募期間

2020 年 4 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日の間に必着のこと。

4. 選考方法

北日本看護学会研究奨励委員会は、応募締め切り後、規程に基づいて速やかに審査を行い、当該者を選考し、その結果を理事長に報告、会員に公告する。

5. 研究奨励委員会

研究奨励委員会は次の委員により構成される。

- | | |
|-----|------------------------------|
| 委員長 | 武田 淳子 (宮城大学看護学群) |
| 委員 | 阿部 桃子 (東京医療保健大学) |
| 委員 | 佐々木 真紀子 (秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻) |

6. 研究奨励金の交付

採択された者には北日本看護学会より 1 件あたり 1 年間 10 万円以内の研究奨励金を交付する。採択件数は年間 3 件程度とし、申請は研究者 1 名につき 1 件までとする。

7. 応募書類は返却しない。

8. 研究奨励委員会への問い合わせは、下記宛にお願いいたします。

fellowship@njans.net

(註 1) 審査の結果選考され研究奨励金の交付を受けた者は、この研究に関する全ての発表に際して、本研究奨励委員会の助成によるものであることを明らかにする必要がある。

(註 2) この研究奨励金の交付を受けた者は、奨励金交付後 1 年間の対象研究課題に関する業績結果を次年度北日本看護学会学術集会において発表し、交付後 3 年以内に北日本看護学会誌に論文等として投稿する義務を負うものとする。(北日本看護学会研究奨励委員会規程第 5 条(義務))。これらが確認できなかった場合は、研究奨励委員会が理事長に報告する。理事長が、必要と認めた場合には指導、助言を行うかもしくは罰則(北日本看護学会研究奨励委員会規程第 6 条(罰金))を適用することがある。

2019 年度会計予算（案）

自 2019 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日

【収入の部】

項目	2018 年度決算	2019 年度予算	備考
1. 年会費	2,374,000	2,000,000	
(正会員)	2,350,000	2,000,000	400 名
(学生会員)	24,000		
(賛助会員)	0		
2. 入会金	364,000	300,000	150 名
3. 繰越金	5,432,117	5,823,243	2018 年度より繰り越し
4. その他	589,051	50,000	著作権文献許諾使用料
		10,000	別刷りその他
合計	8,759,168	8,183,243	

【支出の部】

項目	2018 年度決算	2019 年度予算	備考
1. 学術集会補助費	1,000,000	1,000,000	第 23 回学術集会準備金
2. 研究奨励金	50,000	300,000	
3. 印刷費	883,501	1,500,000	年会費請求, 学会誌
4. 通信費	20,065	100,000	携帯電話使用料
5. 郵送費	71,011	300,000	郵送費, 振込手数料
6. 事務局運営費	532,001	300,000	
(備品費)	446,944	200,000	
(事務用品)	85,057	100,000	
(評議員改選費)	0	0	
7. 会議費	16,123	270,000	
(理事会)	0	0	理事と評議員は重複のため
(評議員会)	16,123	200,000	
(編集委員会)	0	50,000	
(奨励会委員会)	0	20,000	
8. 人件費	165,000	600,000	
(事務作業委託費)	100,000	100,000	基本給
(臨時雇用)	65,000	500,000	時間給
(旅費等)	0	0	
9. 渉外	171,260	300,000	看護系学会協議会年会費, 総会旅費
10. 予備費	18,964	3,163,243	
11. その他	8,000	350,000	
小計	2,935,925	8,183,243	
繰越金	5,823,243	0	
合計	8,759,168	8,183,243	

北日本看護学会評議員名簿

地区(定員)	氏名	所属
北海道地区 (1名)	高岡 哲子	北海道文教大学人間科学部看護学科
岩手地区 (1名)	遠藤 芳子	岩手保健医療大学看護学部
秋田地区 (1名)	佐々木 真紀子	秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻
宮城地区 (6名)	小山田 信子	東北大学大学院教育学研究科
	塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
	杉山 敏子	東北福祉大学健康科学部保健看護学科
	高橋 和子	宮城大学看護学群
	武田 淳子	宮城大学看護学群
	原 玲子	宮城大学看護学群
山形地区 (4名)	小林 淳子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
	佐藤 幸子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
	佐藤 和佳子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
	古瀬 みどり	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
関東地区 (1名)	高橋 方子	千葉科学大学看護学部
東京地区 (1名)	阿部 桃子	東京医療保健大学

(合計 15 名, 敬称略)

任期: 2018 年 8 月 26 日 ~ 2021 年総会

北日本看護学会理事・監事名簿

役割	人数	氏名	所属
理事長	1名	塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
副理事長	1名	小林 淳子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
庶務	3名	○古瀬 みどり	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
		佐藤 幸子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
		佐藤 和佳子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
編集	3名	○遠藤 芳子	岩手保健医療大学看護学部
		高橋 和子	宮城大学看護学群
		原 玲子	宮城大学看護学群
広報渉外	2名	○塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
		小林 淳子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻
研究奨励	3名	○武田 淳子	宮城大学看護学群
		阿部 桃子	東京医療保健大学
		佐々木 真紀子	秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻
会計	2名	○小山田 信子	東北大学大学院教育学研究科
		杉山 敏子	東北福祉大学健康科学部保健看護学科
監事	2名	高岡 哲子	北海道文教大学人間科学部看護学科
		高橋 方子	千葉科学大学看護学部

(○責任者，敬称略)

任期：2018年8月26日～2021年総会

北日本看護学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北日本看護学会(North Japan Academy of Nursing Science)と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を山形大学医学部看護学科内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、看護の実践ならびに研究に広く携わる者により組織され、看護の臨床、教育、研究の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 学会誌の発行
- (4) 関係学術団体との連絡、提携
- (5) その他目的達成に必要な活動

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において専門の学識、技能または体験を有する個人または本学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明した団体とする。

- 2 会員は正会員と学生会員及び賛助会員からなる。
- 3 学生会員は看護基礎教育課程に在籍する会員で、大学院生は含まない。

(会員の入会及び退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、北日本看護学会入会申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に文書で申し出なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がなくて1年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。

(入会金および会費)

第7条 本会に入会を認められた者は、所定の入会金および年会費を納入しなければならない。なお、既納の入会金及び会費は、入会を理事会が認めた後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の除名)

第8条 本会の会員が、本会の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 若干名(常任理事 10名)
- (4) 監事 2名
- (5) 評議員 若干名

(理事長)

第10条 理事長は、本会を代表し、会務を執行する。

- 2 理事長は、理事会で理事の中から互選し、総会の承認を得て決定する。
- 3 理事長の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(副理事長)

第11条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその業務を代行する。

- 2 副理事長は理事の中から互選し、理事会の承認により決定する。
- 3 副理事長の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(理事)

第12条 理事は、理事会を組織し、本会の事業ならびにこれに伴う予算を含む運営について協議し、議決する。

2 理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営を担当する。

3 常任理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営の相談・調整を担当する。

4 理事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

5 理事の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(監事)

第13条 監事は、本会の会務を監査し、理事会に報告するとともに、本会の会計および資産を監査する。

2 監事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

3 監事の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(評議員)

第14条 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

2 評議員は、正会員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。ただし、任期中に欠員が生じてもこれを補充しない。

3 評議員の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

(学術集会会長)

第15条 本会は、毎年1回学術集会を主宰するために、学術集会会長を置く。

2 学術集会会長は、理事会の推薦により、評議員会で正会員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 任期は1年とする。

4 学術集会会長は、理事会、評議員会に参加することができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の運営のために、次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 評議員会

(4) 編集委員会

(5) 研究奨励委員会

(総会)

第17条 本会の総会は、年1回理事長が招集して開催する。

2 総会は、本会の目的が定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) その他理事会が必要と認めた事項

3 理事会が必要と認めたとき、評議員会の議決があったときおよび会員の過半数以上から目的を示して総会の開催の請求があったときには、理事長は、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 総会の議長は、理事長があたり、議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

(理事会)

第18条 本会は、会務を担当し取りまとめるために、理事会を組織し、年1回以上開催する。

2 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長があたる。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 理事会における議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会を開催する請求があったときは、理事長は、遅滞なく臨時理事会を開催しなければならない。

(評議員会)

第19条 本会は、理事長の諮問に応じ重要事項を審議するため評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員会は、年1回定例に理事長が招集し、議長は、理事長があたる。

3 評議員の3分の2から請求があり、かつ、理事会が必要と認めたときは、理事長は、臨時に評議員会を招集しなくてはならない。

4 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

(編集委員会)

第20条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。

2 編集委員会は理事会で選出された次の委員をもって組織する。

- (1)理事 3名
 - (2)評議員 2名
 - (3)正会員 相当数
- 3 委員長は編集委員会において理事の中から選出する。
- 4 委員の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。
(研究奨励委員会)

- 第21条 研究奨励委員会は、本会の運営、審査等の事業にあたる。
- 2 研究奨励委員会は、理事会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。
- 3 委員長は研究奨励委員会において互選し選出する。
- 4 委員の任期は選任後3年以内の最終事業年度総会の終了時までとし、再任を妨げない。

第6章 会計

(会計)

- 第22条 本会の運営は、入会金、会費及び本会の事業に伴う収入などによって行う。
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
(入会金、会費)
- 第23条 会員の入会金は、2,000円とする。
- 2 本会の年会費は、正会員 5,000円、学生会員 3,000円、賛助会員(1口)30,000円とする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

- 第24条 会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て、総会の議決によって行う。

第8章 補則

(委任)

- 第25条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。
(設立年月日)
- 第26条 本会の設立年月日は、平成9年8月30日とする。

附 則

- 1 この会則は、平成9年8月30日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員は、第9条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1)理事長 高橋みや子
 - (2)副理事長 1名
 - (3)常任理事 8名
- 3 平成10年8月29日 一部改正施行する。
- 4 平成11年8月28日 一部改正施行する。
- 5 平成12年8月25日 一部改正施行する。
- 6 平成18年8月19日 一部改正施行する。
- 7 平成25年8月31日 一部改正施行する。
- 8 平成26年8月30日 一部改正施行する。
- 9 平成30年8月26日 一部改正施行する。